茅ヶ崎市監査委員告示第８号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１項及び第４項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第９項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和８年１１月１６日

茅ヶ崎市監査委員　　成田　博隆
同　　鈴木　善治
同　　山﨑　広子

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1　監査の種類
財務監査（定期監査）

2　監査の対象
市民部

3　監査の着眼点
(1) 財務に関する事務は法令等に適合し、適正に行われているか。
(2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
(3) 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理において、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、経済的、効率的、効果的に行うよう努めているか。
(4) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

4　監査の実施内容（監査の対象項目）
(1) 予算の執行に関する事務
(2) 収入に関する事務
(3) 支出に関する事務
(4) 契約に関する事務
(5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
(6) 工事に関する事務
(7) 財産の管理に関する事務

5　監査の実施期間
令和８年８月１７日（月）から１０月３０日（金）まで

6　監査の結果
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 市民課
ア　会計年度任用職員の報酬
会計年度任用職員の報酬について、過少払いが１件及び過払いが１件ありました。

イ　会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償
会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償について、計算誤りによる過払いが２件ありました。

ウ　コンビニ交付サービス関連システム及び機器の賃貸借、保守等業務

茅ヶ崎市契約規則第８２条において準用する同規則第７１条第２項では、「契約者は、工事の一部を第三者に請負わせようとするときは、請負工事一部下請負届を市長に提出しなければならない。」と規定されていますが、再委託の届出が行われていませんでした。

(2) 小出支所

ア　茅ヶ崎市斎場火葬炉等設備保守点検業務委託　外１件

１　茅ヶ崎市斎場火葬炉等設備保守点検業務委託

２　茅ヶ崎市斎場総合管理業務委託（自動ドア保守点検業務分）

茅ヶ崎市契約規則第８２条において準用する同規則第７１条第２項では、「契約者は、工事の一部を第三者に請負わせようとするときは、請負工事一部下請負届を市長に提出しなければならない。」と規定されています。しかし、当該２件の業務については、再委託の届出が行われていませんでした。

イ　茅ヶ崎市斎場総合管理業務委託

茅ヶ崎市事務決裁規程別表第１(第６条、第８条関係)では、委託料に係る 1,500 万円以上の支出負担行為書の決裁区分について、市長と規定されています。しかし、当該業務委託に係る支出負担行為更正については、決裁権者に誤りがありました。

(3) 収納課

ア　会計年度任用職員の報酬

会計年度任用職員の報酬について、過少払いが１件及び過払いが１件ありました。

イ　会計年度任用職員の報酬

会計年度任用職員の報酬について、過払いが１件ありました。

ウ　収納代行業務・モバイルレジ口振受付業務委託

茅ヶ崎市事務決裁規程別表第１(第６条、第８条関係)では、3,000 万円以上の入札予定価格の事務決裁は経営総務部長と規定されています。しかし、当該委託業務の入札予定価格については、決裁権者に誤りがありました。

エ　切手の管理

切手受払簿の一部の取扱に不備がありました。また、茅ヶ崎市物品会計規則第３９条第２項では、「出納員は、毎年２回以上保管する物品及び帳簿を検査しなければならない。」と規定されていますが、規定回数どおりに検査を実施していませんでした。

(4) 市民税課

ア　会計年度任用職員の報酬

会計年度任用職員の基本報酬について、過払いがありました。また、時間外勤務手当に相当する報酬について、計算誤りによる過少払いがありました。

イ　税額通知書等の封入封緘業務委託

１　令和８年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額決定通知書等作成及び封入封緘業務

２　令和８年度市民税・県民税・森林環境税普通徴収税額決定通知書等の作成・ブッキング及び封入封緘業務委託

茅ヶ崎市事務決裁規程別表第１（第６条、第８条関係）では、委託料に係る支出負担行為の決裁区分は、700 万円以上 1,500 万円未満は副市長、200 万円以上 700 万円未満は部長となっていますが、支出負担行為の必要書類である契約書の決裁権者に誤りがありました。

(5) 資産税課

提出書類等を監査した結果、指導すべきと思われる事項は認められませんでした。

7　意見・要望

会計年度任用職員の勤怠管理については、法令等や庁内の通知・運用と異なる管理をされているものが散見されました。つきましては、関係法令の趣旨に鑑み、今一度、勤怠管理の手法の見直しを図り、適正な事務執行に努めてください。